

規 則

職員の高齢者部分休業に関する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則二五―一

職員の高齢者部分休業に関する規則

(趣旨)

第一条 職員の高齢者部分休業に関する事項については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(条例第二条第一項の埼玉県人事委員会規則で定める時間)

第二条 職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年埼玉県条例第三十号。以下「条例」という。)第二条第一項の埼玉県人事委員会規則で定める時間は、一時間(高齢者部分休業の承認をする時間が一日である場合にあつては、一日)とする。

(条例第三条第一項の埼玉県人事委員会規則で定めるもの)

第三条 条例第三条第一項の埼玉県人事委員会規則で定めるものは、特殊勤務手当のうち手当の額が月額で定められているものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(規則の分類に関する規則の一部改正)

2 規則の分類に関する規則(埼玉県人事委員会規則一―二)の一部を次のように改正する。

本則中「二四―〇の系列	退職管理」を	「二四―〇の系列	退職管理
		二五―〇の系列	高齢者部分休業」
			に

改める。